

障がい者福祉のしおり

(平成29年度版)



由利本荘市

はじめに

この小冊子は、由利本荘市にお住まいの障がいのある方やその家族の方々が利用できる福祉サービスの概要と問い合わせ先を紹介したものです。お手元に備えていただき、各種サービスの手引きとして活用いただければ幸いです。

各項目の対象者や申し込み方法などについては、障がいの程度、所得、年齢、申請時期により制限される場合があります。詳しくは、事前にそれぞれの窓口へお問い合わせください。

なお、この小冊子は平成29年4月現在の情報をもとにまとめており、その後内容が変わることがありますのでご了承ください。

障害の「害」の字の表記について

本市では障害の「害」という字のマイナスの印象を考慮し、障害のある人の人権をより尊重するという観点から、ひらがな表記を実施しております。

本書においても、法令、例規、要綱等の名称及び条文の引用による記載やそれらに規定される制度、事業等の名称、団体や施設などの固有名詞を除き、「障がい」「障がい者」「障がいのある人」などと表記しておりますので、ご了承をお願いします。

目次

■ 障がい福祉に関する各種相談機関・窓口について	
1. 市役所の相談窓口	P. 1
2. 障がい者基幹相談支援センター	P. 1
3. 相談支援事業所	P. 2
4. 秋田県の障がい福祉関係機関	P. 2
5. 就労相談・支援機関	P. 3
6. 由利本荘市社会福祉協議会	P. 3
7. 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員	P. 4
8. 民生委員・児童委員	P. 4
9. FAX 110番・メール 110番	P. 4
■ 障害者手帳制度について	
1. 身体障害者手帳	P. 5
2. 療育手帳	P. 5
3. 精神障害者保健福祉手帳	P. 6
■ 公共料金の割引制度について	
1. JR旅客運賃の割引（JR各社・船舶）	P. 7
2. 国内航空運賃の割引	P. 7
3. タクシー運賃の割引	P. 8
4. タクシー券交付（重度身体障がい者（児）移送費給付事業）	P. 8
5. 一般バス運賃の割引	P. 8
6. 市コミュニティバス運賃の無料化	P. 9
7. 有料道路（高速道路）の割引	P. 9
8. 市内施設の使用料等の割引	P. 10
■ 税金、受診料の減免その他料金の割引について	
1. 所得税・住民税に関する所得控除	P. 11
2. NHK受信料の減免	P. 11
3. 自動車税・自動車取得税の減免	P. 12
4. 軽自動車税・軽自動車取得税の減免	P. 13
5. 相続税に関する控除	P. 13
6. 携帯電話料金の割引	P. 14
7. 駐車禁止除外指定	P. 14
8. 障害者等用駐車区画利用制度	P. 14
■ 手当・年金・共済制度について	
1. 特別児童扶養手当	P. 15
2. 障害児福祉手当	P. 15
3. 特別障害者手当	P. 16
4. 障害基礎年金	P. 16
5. 障害厚生年金	P. 17
6. 特別障害給付金制度	P. 17
7. 心身障害者扶養共済制度	P. 18
■ 医療制度について	
1. 自立支援医療（更生医療）の給付	P. 19
2. 自立支援医療（精神通院医療）の給付	P. 19
3. 自立支援医療（育成医療）の給付	P. 19
4. 福祉医療制度（マルフク）	P. 20
5. 特定疾患医療の給付	P. 20
6. 小児慢性特定疾患医療の給付	P. 20

■障がい福祉サービス・障がい児通所支援について	
1. 要件及び手続き等	P. 21
2. 利用の流れ	P. 23
3. サービスの内容 [介護給付（訪問系サービス）]	P. 24
" [介護給付／訓練等給付（日中活動系サービス）]	P. 25
" [介護給付／訓練等給付（居住系サービス）]	P. 26
" [地域相談支援給付／計画相談支援給付]	P. 26
" [障がい児通所支援給付]	P. 27
" [障がい児相談支援給付]	P. 27
" [すこやか療育支援事業]	P. 27
4. サービス提供事業所等（市内）	P. 28
■補装具費支給事業について	
補装具費支給事業	P. 29
■地域生活支援事業について	
1. 相談支援事業	P. 30
2. コミュニケーション事業	P. 30
3. 移動支援事業	P. 30
4. 日常生活用具給付事業	P. 31
5. 地域活動支援センター事業	P. 32
6. 訪問入浴サービス事業	P. 32
7. 日中一時支援事業	P. 33
8. 社会参加促進事業 [自動車改造費助成事業]	P. 34
" [自動車運転免許取得費助成事業]	P. 34
" [点字広報・声の広報等発行事業]	P. 34
" [奉仕員養成事業]	P. 34
9. 生活支援事業 [福祉機器リサイクル事業]	P. 34
■その他の障がい者支援制度等について	
1. 福祉住宅整備資金融資あっせん制度	P. 35
2. 生活福祉資金貸付制度	P. 36
3. 人工透析通院交通費助成事業	P. 37
4. 障がい者通所交通費助成事業	P. 37
5. 難聴児補聴器購入費助成事業	P. 37
6. 視覚障がい者等用電子白杖購入費助成事業	P. 38
7. 身体障がい者デイサービス事業	P. 38
8. 知的障がい者デイサービスセンター悠楽館	P. 38
■障がい児の就学支援について	
1. 就学・教育相談等について	P. 39
2. 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室	P. 39
3. 特別支援教育就学奨励費	P. 40
4. 心身障がい児集団訓練「虹っこひろば」	P. 40
5. 幼児通級指導教室「さくら教室」	P. 40
■由利本荘市障がい者虐待防止センター	P. 41
■成年後見制度・権利擁護等について	
1. 法定後見制度	P. 42
2. 任意後見制度	P. 42
3. 日常生活自立支援事業	P. 43
■障がい者団体について	
身体障害者協会・手をつなぐ育成会	P. 43
■市役所関係部署 連絡先	P. 44

障がい福祉に関する各種相談機関・窓口について

医療・教育・職業等あらゆる問題について相談に応じ、制度の紹介や必要なアドバイスを行います。相談時間や方法については、各機関・施設等にお問い合わせください。

1. 市役所の相談窓口

福祉支援課（障がい支援班） 由利本荘市尾崎17 TEL 24-6314/FAX 24-0480	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉に関する総合相談 ・身体障害者手帳、療育手帳（18歳以上）、精神障害者保健福祉手帳、各種減免制度 ・障がい福祉サービス、障がい児通所支援、自立支援医療（更生、育成、精神通院）、補装具、日常生活用具 ・特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当 ・聴覚障がい者コミュニケーション支援（手話通訳、要約筆記） ・障がい者の権利擁護、虐待防止、その他障がい者支援等
子育て支援課（児童支援班） 由利本荘市尾崎17 TEL 24-6319/FAX 24-6395	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉に関する総合相談 ・療育手帳（18歳未満）、集団訓練、在宅児療育教室 ・児童の虐待防止その他の児童支援等
長寿支援課 由利本荘市尾崎17 TEL 24-6322/FAX 24-6395	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉に関する総合相談 ・介護保険制度（介護サービス等）
地域包括支援センター 由利本荘市尾崎17 TEL 24-6345/FAX 24-6299	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の福祉に関する総合相談 ・福祉、医療、介護、権利擁護その他高齢者支援等
市民課（医療保険班・国保年金班） 由利本荘市尾崎17 TEL 24-6244・24-6245/FAX24-0228	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉医療制度（マルフク） ・年金制度（障害基礎年金等）
健康管理課（本荘保健センター） 由利本荘市瓦谷地1 TEL 22-1834/FAX 24-0481	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査、療育支援、自殺予防、アルコール依存引きこもり対応等

※各総合支所市民福祉課その他の市役所関係部署についてはP. 44をご覧ください。

2. 障がい者基幹相談支援センター

由利本荘市では、地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の相談を総合的に行う障がい者基幹相談支援センターを下記事業所に委託設置しています。

センターでは、障がいのある方や家族からの障がい福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービスの利用援助等の必要な援助を行う相談支援事業を実施しているほか、地域の相談支援事業者との調整・支援、障がい者・児の権利擁護・虐待に関する相談受付・対応、相談支援事業者の人材育成等の事業を行い、障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。

由利本荘地域生活支援センター 由利本荘市二番堰25-1 TEL 74-3614/FAX 44-8579	<ul style="list-style-type: none"> ・主に身体・知的障がいのある方の相談対応 ・月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始除く） ・午前8時30分から午後5時15分まで ※上記以外の時間帯、土日祝祭日のご相談 TEL 080-6292-4962、090-3641-5673 （いずれも相談支援専門員）
--	--

3. 相談支援事業所

下記の事業所で、障がいのある方や家族からの障がい福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援等の必要な援助を行う相談支援事業を実施しています。

相談は、電話やFAX、来所、家庭への訪問等相談者のご都合に併せて対応します。

<p>障害者自立支援センター「和」 由利本荘市石脇字田中108 TEL 24-0753/FAX 22-7890</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいのある方の相談 ・月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで
--	---

4. 秋田県の障がい福祉関係機関

<p>秋田県由利本荘保健所 由利本荘市水林408 TEL 22-4120/FAX 22-6291</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者保健福祉、精神通院医療、特定疾患、小児慢性特定疾患、難病対策等
<p>秋田県福祉相談センター 秋田市中通二丁目1-51 (明德館ビル1階) TEL018-831-2301/FAX018-831-2306</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉相談 (身体・知的・精神障がい、児童、女性、心の健康等) ・身体及び知的障がい者専門相談、障がい判定、手帳交付、補装具、更生医療、盲導犬等給付事業等 ・相談専用ダイヤル TEL018-831-2940「やさしいふくしの輪」
<p>秋田県精神保健福祉センター 秋田市中通二丁目1-51 (明德館ビル1階) TEL018-831-3946/FAX018-831-2306</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉の専門相談 ・アディクション関連問題相談(アルコール・薬物等) ・思春期精神保健相談(ひきこもり本人の会・親の会等) ・障がい判定、手帳交付、精神通院医療等 ・相談専用ダイヤル「こころの健康」TEL 018-831-3939 「あきたいのちのケアセンター」TEL 午前 0120-73-5256 午後 018-831-5256
<p>秋田県中央児童相談所 秋田市新屋下川原町1-1 TEL018-862-7311/FAX018-824-4010</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・養護相談、未熟児や虚弱児等の保健相談 ・肢体不自由、視聴覚障がい、言語発達障がい、知的障がい、自閉症、重症心身障がい等に関する相談 ・ぐ犯行為等相談(家出、乱暴、性的逸脱、深夜徘徊等)、触法行為等に関する相談 ・性格行動相談(内気、緘黙、反抗、家庭内暴力等)、しつけ相談(幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等) ・適正相談(進学適性、職業適性、学業不振等)不登校相談
<p>秋田県立医療療育センター 秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3-128 TEL018-826-2401(代) 総合相談・地域療育支援センター TEL018-826-8031/FAX018-826-2407</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療療育センターへの入所や通園等、地域の福祉サービスの利用、年金、手当及び障がい者手帳に関する相談 ・外来療育(集団指導、個別指導)、訪問療育、療育技術指導等
<p>秋田県発達障害者支援センター (ふきのとう秋田) 秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3-128 TEL018-826-8030/FAX018-826-2414</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自閉症やアスペルガー症候群等の発達障がい児や疑いのある児童の教育や療育の相談 ・発達障がい者や疑いのある方の生活や就労等に関する相談

5. 就労相談・支援機関

<p>ハローワーク本荘（本荘公共職業安定所） 由利本荘市石脇字田尻野18-1 TEL 22-3421/FAX 22-8640</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の就職や採用に関する専門的な相談 ・求職登録を行い、具体的な就職活動の方法等の相談や紹介により、就職のお世話から就職後のアフターケアまで一貫したサービスを提供
<p>秋田障害者職業センター 秋田市川尻若葉町4-48 TEL 018-864-3608/FAX 018-864-3609</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就職を目指している方、職場で適応するための相談を希望される方、疾病等で職場復帰に取り組まれている方の相談や支援（職場復帰支援、職業準備支援、ジョブコーチ支援等）を提供 ・事業主への障がい者雇用に関する助言等も実施
<p>由利本荘・にかほ圏域 障害者就業・生活支援センター （E-Support） 由利本荘市二番堰25-1 TEL 44-8578/FAX 44-8579</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の一般企業等への就職に向け、就きたい仕事の相談から、仕事探し、就職後の生活までの一体的な支援を関係機関と連携し実施 ・障がい者を雇用する事業主からの相談への対応
<p>独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 秋田支部高齢・障害者業務課 潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内 TEL 018-872-1801/FAX 018-873-8090</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用納付金の申告受付や障害者雇用調整金、報奨金等の支給申請の受付業務のほか、障害者職業生活相談員資格認定講習会の開催、障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金事業（障害者作業施設設置等助成金、職場適応援助者助成金など）を実施

6. 由利本荘市社会福祉協議会

障がい者や高齢者の在宅生活を支援するために、訪問介護や配食サービスをはじめ、地域のボランティアと協力し、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」やボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、生活資金の貸付事業など、さまざまな福祉サービスを行っています。

区分	所在地	電話／FAX
本所	由利本荘市瓦谷地1 鶴舞会館3階	23-5519／23-5529
本荘支所	〃 瓦谷地1 鶴舞会館1階	24-3634／24-4470
矢島支所	〃 矢島町城内字八森下486-1（テイク・センター福寿荘内）	56-2910／56-2014
岩城支所	〃 岩城内道川字馬道43-1（岩城テイク・センター内）	73-3300／73-3301
由利支所	〃 前郷字御伊勢下4-1（由利福祉保健センター内）	53-2757／53-4345
大内支所	〃 岩谷町字日渡124-1	65-2808／62-1059
東由利支所	〃 東由利老方字台山36（有鄰館内）	69-2135／69-2339
西目支所	〃 西目町沼田字新道下2-548	33-2342／33-2361
鳥海支所	〃 鳥海町伏見字赤浜28-1（市役所鳥海総合支所内）	57-3288／57-2100

7. 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

身体に障がいのある方・知的障がい者の家庭における相談に応じ、必要な助言・援助を行うとともに、関係機関と協力し障がい者福祉の啓発・普及活動に努めております。

お問い合わせについては、前ページの社会福祉協議会各支所にご連絡ください。

地 域	氏 名	所 属
本 荘	阿 部 敦 子	由利本荘市社会福祉協議会 本荘支所
矢 島	茂 木 晋	由利本荘市社会福祉協議会 矢島支所
岩 城	堀 井 久仁子	由利本荘市社会福祉協議会 岩城支所
由 利	佐々木 綾 子	由利本荘市社会福祉協議会 由利支所
大 内	工 藤 頼 子	由利本荘市社会福祉協議会 大内支所
東由利	荘 野 康 成	由利本荘市社会福祉協議会 東由利支所
西 目	鈴 木 典 子	由利本荘市社会福祉協議会 西目支所
鳥 海	齊 藤 沙弥香	由利本荘市社会福祉協議会 鳥海支所

8. 民生委員・児童委員

市内には、各区域ごとに担当の民生委員がおり、障がいのある方や高齢者、生活に困っている方の相談に応じ、必要な助言・援助を行っています。また、児童委員も兼ねており、児童の健全育成についても相談を受けています。

各区域の民生・児童委員については福祉支援課又は各総合支所市民福祉課へお問い合わせください。

9. FAX・メール110番

秋田県警では、耳や言葉の不自由な人のためにファックスやメールでの110番も受け付けています。

FAX 110番 : 018-823-1110

メール 110番 : 110@police.pref.akita.jp

障害者手帳制度について

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳は、障がいの認定のほか、各種福祉制度を利用するために必要なものです。

1. 身体障害者手帳

対象者

視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能・言語機能又はそしゃく機能、内部機能(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓、免疫)に障がいがある方、肢体不自由の方。

内容

障がいの程度により1級から6級に該当する方が手帳の交付対象になります。また、障がいの内容等によっては再判定が必要になる場合があります。

必要書類

- ①診断書(県の指定した医師が診断したもの)
 - ②写真(1年以内に撮影したもの。縦4cm×横3cm。上半身、脱帽)
 - ③申請書 ④健康保険証 ⑤印鑑
- ※所定の書類は福祉支援課、総合支所市民福祉課の窓口にあります。

各種届出

住所・氏名を変更したとき、手帳を破損又は紛失したとき、障がいの程度が変わったとき、本人が死亡したときは必ず届け出てください。

申請窓口

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

2. 療育手帳

対象者

概ね18歳未満までに知的に障がいがあると判定された方。

内容

障がいの程度は、重度の場合の「A」と、その他の場合の「B」に区分されます。

有効期間

手帳の交付後、障がいの程度を確認するため、原則として2年ごとに再判定が必要となります。

必要書類

- ①写真(1年以内に撮影したもの。縦4cm×横3cm。上半身、脱帽) ②申請書 ③同意書
 - ④印鑑 ⑤母子手帳、成績表等当時の状態が分かる資料(新規の方のみ)
- ※申請時に障がいや家庭状況等について聞き取りをします。また後日、秋田県福祉相談センターの判定検査を行います。

各種届出

住所・氏名を変更したとき、手帳を破損又は紛失したとき、障がいの程度が変わったとき、本人が死亡したときは必ず届け出てください。

申請窓口

18歳以上は福祉支援課・各総合支所市民福祉課、18歳未満は子育て支援課・各総合支所市民福祉課
※所定の書類は福祉支援課、子育て支援課、各総合支所市民福祉課の窓口にあります。

3. 精神障害者保健福祉手帳

対象者

精神に障がいがあると診断された方で、精神科の治療を6カ月以上継続している方又は障害年金（精神）を受給している方。

内容

障がいの程度は、1級から3級に区分されます。

有効期間

手帳申請日より2年間になります。更新のためには再認定が必要になります。

必要書類

- ①診断書又は年金証書等の写し（年金は精神障がいを支給事由として受給しているものに限られます）
- ②写真（1年以内に撮影したもの。縦4cm×横3cm。上半身、脱帽）
- ③申請書 ④同意書（年金証書等にて申請の場合）⑤印鑑

※所定の書類は福祉支援課、各総合支所市民福祉課の窓口にあります。

各種届出

住所・氏名を変更したとき、手帳を破損又は紛失したとき、障がいの程度が変わったとき、本人が死亡したときは必ず届け出てください。

申請窓口

福祉支援課・各総合支所市民福祉課



公共料金の割引制度について

1. JR旅客運賃の割引（JR各社・船舶）

対象者

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方。

内容

対象者	割引対象	割引率	備考
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄線等の鉄道会社線とまたがる場合含まれます。ただし、回数乗車券はJR線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者又は12歳未満の障がい児とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	50%	私鉄線等の鉄道会社線とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については、割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独で乗車する場合	普通乗車券	50%	片道100キロを超える場合（私鉄線等の鉄道会社線とまたがる場合を含みます。）

※第1種、第2種の区分は手帳に記載されています。
※JR線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。
※障がい者と介護者が利用する場合は、同一区間の乗車券類を購入する必要があります。

お問い合わせ

詳細については、ご利用される各駅等へお問い合わせください。また、私鉄線等についてもJRに準じた割引がありますので、詳細は各鉄道会社へお問い合わせください。

2. 国内航空運賃の割引

対象者

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方。（割引対象は満12歳以上の方。）

内容

手帳種別	適用者	適用証明	
第1種	身体障がい者	本人・介護者	身体障害者手帳に1種の記載
	知的障がい者	本人・介護者	療育手帳に「航空割引・本人・介護者」の押印
第2種	身体障がい者	本人のみ	身体障害者手帳に2種の記載
	知的障がい者	本人のみ	療育手帳に「航空割引・本人」の押印

※割引率は各航空運送事業者が設定する額となります。（期間、季節、路線により異なります。）

利用手続

購入又は搭乗手続きの際に手帳を提示してください。

お問い合わせ

詳細は、ご利用される前に各航空券販売等へお問い合わせください。

3. タクシー運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がタクシー（県内）を利用する際、手帳を提示すると運賃が1割引になる場合があります。

お問い合わせ

詳細は、各タクシー会社にお問い合わせください。

4. タクシー券交付（重度身体障がい者(児)移送費給付事業）

対象者

由利本荘市内に住所を有し、身体障害者手帳をお持ちの在宅の方で、視覚、平衡機能、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動機能）又は内部機能に障がいのある方で総合等級3級以上の方。

内 容

利用者に対し小型タクシー利用料金の一部（基本料金）を助成するため、タクシー券を交付します。（手続きは毎年度必要になります。）

※1月当たり2枚相当分：例）4月申請の場合24枚、5月申請の場合22枚

必要書類

①身体障害者手帳 ②印鑑

申請窓口

福祉支援課・総合支所市民福祉課

5. 一般バス運賃の割引

対象者

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・第1種身体障害者手帳又は療育手帳Aをお持ちの方の付添介護者1名

内 容

羽後交通株式会社 TEL 0182-32-4151（代）

対象者	等 級	適用者	割引率	備 考
身体障がい者	手帳第1種	本人及び	普通運賃5割 回数券5割 定期券3割	・普通運賃は降車時、回数券・定期券は購入時に手帳を提示してください。 ・定期券運賃の割引は中学生以上（大人料金）に限ります。 ・通学定期券には障がい者割引はありません。
知的障がい者	療育手帳A	介護者		
身体障がい者	手帳第2種	本 人		
知的障がい者	療育手帳B			
精神障がい者	手帳所持			

※高速バスや定期観光バスについては、お問い合わせ下さい。

お問い合わせ

事業所により割引実施の有無や対象者が異なる場合がありますので、各バス会社へお問い合わせください。

6. 市コミュニティバス運賃の無料化

対象者

由利本荘市内に住所を有し、次に該当する方。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦症病者手帳、被爆者健康手帳、特定疾患医療受給者証をお持ちの方。

生活保護を受けている方、介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けている方、児童養護施設・障害児入所施設・児童発達支援センター・情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センターにおいて養護等を受けている方。

無料対象バス

本荘「循環バス」「子吉線」、矢島「桃野線」、岩城「岩城線」「南沢線」「道川北線」、大内「高尾線」「中田代線」「羽広一軽井沢線」、東由利「八塩線」「法内線」「大吹川線」、西目「西目線」、鳥海「伏見笹子線」「猿倉線」「中直根線」「皿川線」

※羽後交通の路線バスは対象外

必要書類

①上記「対象者」であることを証明する手帳など ②印鑑

申請窓口

地域振興課 TEL 24-6378、各総合支所振興課（矢島：55-4951 岩城：73-2011 由利：53-2112 大内：65-2211 東由利：69-2110 西目：33-4610 鳥海：57-2201）

7. 有料道路（高速道路）の割引

対象者

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方。

内容

適用範囲	障がいの程度	自動車の範囲	割引率
障がい者本人が運転する場合	全ての身体障がい者	本人又は生計を一にする人が所有する乗用車等	50%
介護者が運転する場合 （障がい者本人が同乗）	第1種身体障がい者 療育手帳Aの方	本人、生計を一にする人が所有する乗用車又は常時介護する人が所有する乗用車等	

※割賦購入又は長期リース以外で、車両が法人名義の場合や事業用車両の場合は対象外。

有効期限

- ・新規、変更の場合：手続終了日以降、2回目の誕生日まで
- ・更新の場合：期限2ヶ月前から期限の前日までの間に手続可
手続終了日以降、3回目の誕生日まで

利用方法

- ・ETCを使う場合：有料道路事業者への登録が完了した後、ETCノンストップ走行時に割引が適用されます。（登録が済むまでの間は有人処理にて割引）
- ・有人処理の場合：料金支払い時に手帳を提示します。

利用手続

事前に福祉支援課又は各総合支所市民福祉課で有料道路減免申請の手続が必要です。

なお、割引は障がい者1人につき自動車1台に限ります。

必要書類

①身体障害者手帳又は療育手帳 ②利用自動車の車検証 ③運転される方の運転免許証 ④印鑑 ⑤ETCカード及びETC車載器セットアップ証明書（ETC利用の場合）

申請窓口

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

8. 市内施設の使用料等の割引

対象者

- ・身体障害者手帳をお持ちの方と付添介護者1名（第1種又は小学生以下の手帳所持）
- ・療育手帳をお持ちの方と付添介護者1名
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と付添介護者1名（1級、2級又は小学生以下の手帳所持）

内容

対象者が下記の施設を利用する場合、使用料等又は観覧料等を割引しています。

対象施設	対象使用料等	減額・免除
伝統文化等保存伝習施設「東光館」展示室	入館料	免除
伝統文化等保存伝習施設「東光館」陶芸室	使用料（消耗品実費除く）	5割を減額
由利本荘市本荘郷土資料館	企画展入館料	免除
矢島郷土文化保存伝習施設	企画展入館料	免除
由利本荘市大内歴史民俗資料館	企画展入館料	免除
由利本荘市亀田城	特別展示を除く入館料	免除
大手門温水プール「遊泳館」	使用料	免除
由利本荘市本荘プール	使用料	免除
由利本荘市東由利プール	使用料	免除
由利本荘市B&G大内海洋センタープール	使用料	免除
由利本荘市B&G西目海洋センタープール	使用料	免除
由利本荘市B&G由利海洋センタープール	使用料	免除
芋川桜つつみ河川緑地 芋川桜つつみパークゴルフ場	使用料（用具使用料除く）	免除
新鶴瀧公園パークゴルフ場	使用料（用具使用料除く）	免除
八塩いこいの森 パークゴルフ場	使用料（用具使用料除く）	免除
由利本荘市鳥海高原子供の国 パークゴルフ場	使用料（用具使用料除く）	免除
西目カントリーパーク多目的広場	使用料	免除
大内多目的広場	グラウンドゴルフに使用する 場合の使用料（用具使用料除く）	免除
ぽぽろ健康運動公園総合体育館 （トレーニングルーム）	使用料	免除
由利本荘市B&G由利海洋センター （トレーニングルーム）	使用料	免除
由利本荘市東由利健康増進センター （トレーニングルーム）	使用料	免除

※対象使用料等は、個人の利用に係る使用料等に限ります

お問い合わせ

福祉支援課・各対象施設

税金、受信料の減免その他料金の割引について

1. 所得税・住民税に関する所得控除

対象者

障がい者が所得税・住民税の納税者本人又は納税者の控除対象配偶者・扶養親族である場合に控除が受けられます。

内容

区分	障がいの程度	所得税控除額	住民税控除額
障害者控除	身体障がい 3～6級 知的障がい B 精神障がい 2～3級	27万円	26万円
特別障害者控除（別居）	身体障がい 1～2級 知的障がい A 精神障がい 1級	40万円	30万円
同居特別障害者控除	特別障害者に該当する控除対象配偶者や扶養親族で、同居を常況としている方	75万円	53万円

※同居特別障害者控除は、平成24年度制度改正により配偶者控除額や扶養控除額への加算から、別途控除額の設定へ変更されています。
※障がい者の年間所得金額が125万円以下の場合には住民税が課税されません。

お問い合わせ

所得税：本荘税務署 TEL 22-2335／住民税：税務課・各総合支所振興課

2. NHK受信料の減免

対象者・内容

対象	半額免除 (障がい者の方が世帯主)	全額免除 (障がい者の方が世帯構成員)
身体障がい者	視覚・聴覚障がい者又は手帳1～2級所持者	手帳所持者がおり、世帯構成員 全員が市民税非課税
知的障がい者	重度の知的障がい者（手帳A判定の方）	
精神障がい者	重度の精神障がい者（手帳1級所持者）	

※福祉支援課・各総合支所市民福祉課で減免申請の手続きを行ってください。
※由利本荘市CATV利用料の免除も受けられます。（CATVセンターにお問い合わせください。）

申請窓口

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

お問い合わせ

NHK秋田放送局 TEL 018-825-8171／由利本荘市CATVセンター TEL 65-3722

3. 自動車税・自動車取得税の減免

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、次の等級に該当する方。

内容

障がいの区分		障がい者本人が運転する場合	家族や介護者が運転する場合
視覚障がい		1級から4級までの各級	1級から4級までの各級
聴覚障がい		2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障がい		3級	3級
音声機能障がい (喉頭摘出者に限る。)		3級	
上肢不自由		1級及び2級	1級及び2級
下肢不自由		1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級 (一上肢のみの運動機能障がいを除く)	1級及び2級 (一上肢のみの運動機能障がいを除く)
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級(3級の場合、一下肢のみの運動機能障がいを除く)
心臓機能障がい		1級及び3級	1級及び3級
じん臓機能障がい			
呼吸器機能障がい			
小腸機能障がい			
ぼうこう又は直腸の機能障がい		1級、3級及び4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級までの各級	1級から3級までの各級
肝臓機能障がい		1級から3級までの各級	1級から3級までの各級
知的障がい者		A	A
精神障がい者		1級	1級

減免を受けることができる自動車

自動車の所有者	運転者	使用目的
身体障がい者 (18歳未満の場合は同居家族の所有でも可)	身体障がい者本人	日常生活等
	身体障がい者と生計を一にする方	身体障がい者の通学・通院・通所等
	身体障がい者を常時介護する方	障がい者のみで構成される世帯に属する身体障がい者の通学・通院・通所等
知的(精神)障がい者 (同居家族の所有でも可)	知的(精神)障がい者と生計を一にする方および常時介護する方	知的(精神)障がい者の通学・通院・通所等
知的(精神)障がい者 (本人運転)	精神障がい者又は知的障がい者と生計を一にする者が所有する自動車を、当該、精神障がい者本人又は知的障がい者本人が運転する場合	障がい者のみで構成される世帯に属する知的(精神)障がい者の通学・通院・通所等

※自動車税課税年度の4月1日現在において、障がい者本人が所有者となる自動車が対象です。
 ※減免を受けることができる自動車は、障がい者1人につき1台です。

利用手続

自動車税の減免申請は、その年度の自動車税納期限（6月30日）までに由利地域振興局県税課に必要書類を提出してください。（事前にお問い合わせ願います。）

新たに自動車を取得する場合は、登録手続きをする際に、必要書類を提出する必要があります。（秋田運輸支局での手続きの際、自動車会議所内の申告窓口で「自動車取得税・自動車税申告書」とともに必要書類を提出。）

なお、通学・通院・通所等のため、家族の方が運転する場合は「生計同一証明書」を、また、同居家族以外で常時介護する方が運転する場合は「常時介護証明書」が必要になりますので、福祉支援課又は各総合支所市民福祉課で事前に交付を受ける必要があります。

必要書類

①減免申請書 ②障害者手帳 ③運転免許証 ④自動車検査証 ⑤印鑑

⑥生計同一証明書又は常時介護証明書（有効期間は概ね1ヶ月）

※生計同一証明書の申請の際に②③④が必要となります。

※常時介護証明書の申請の際には、常時介護（1年以上継続して週3日程度以上身体障がい者等のために自動車の運転を行っているか（見込みがあるか））を確認する書類が必要になりますので、事前にお問い合わせください。

申請窓口

申請手続：秋田県由利地域振興局総合県税事務所由利支所 TEL 23-4105

証明書関係：福祉支援課・各総合支所市民福祉課

4. 軽自動車税・軽自動車取得税の減免

対象者

自動車税に同じ。（等級表参照）

利用手続

軽自動車税の減免申請は、その年度の軽自動車税納期限（5月31日）の1週間前までに税務課に必要書類を提出してください（事前にお問い合わせ願います）。

なお、通学・通院・通所等のため家族の方が運転する場合は、「生計同一証明書」が必要になる場合があります。

また、同居家族以外で常時介護する方が運転する場合は「常時介護証明書」が必要になりますので、事前に交付を受ける必要があります。証明書の発行機関等は自動車税と同じです。

必要書類

①減免申請書 ②障害者手帳 ③運転免許証 ④自動車検査証 ⑤印鑑 ⑥軽自動車税納税通知書

⑦生計同一証明書又は常時介護証明書（必要に応じて） ⑧車両所有者のマイナンバーが分かるもの

申請窓口

申請手続：税務課・各総合支所振興課

証明書関係：福祉支援課・各総合支所市民福祉課

※減免は、身体障害者1人について1台です。

同一年度で軽自動車税の減免を受けた場合は、自動車税の減免を受けることが出来ません。

5. 相続税に関する控除

対象者

相続税については、相続人が70歳未満で障がい者の場合に、障がいの重さに応じて障がい者控除が受けられます。詳細は、税務署へお問い合わせください。

お問い合わせ

本荘税務署 TEL 22-2335

6. 携帯電話料金の割引

対象者

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、携帯電話の障がい者割引が受けられます。詳細は、携帯電話の各販売店窓口で確認してください。

7. 駐車禁止除外指定

対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で視覚障がい（1～4級の1）、聴覚障がい（2～3級）、平衡機能障がい（3級）、上肢不自由（1～2級の2）、下肢不自由（1～4級）、体幹不自由（1～3級）、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの上肢機能障がい（1～2級（一上肢のみの場合を除く））、同移動機能障がい（1～2級）又は内部機能（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能）障がい（1～3級）に該当する方、療育手帳Aに該当する方、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方。

内容

駐車禁止規制がある道路において、移動に困難が伴い、やむを得ず駐車する必要があると見込まれる場合、駐車禁止除外指定を申請し許可を受けることで駐車が可能となります。

必要書類

①申請書 ②障害者手帳 ③運転免許証 ④車検証 ⑤印鑑

申請窓口

秋田県公安委員会（所轄の警察署交通課：由利本荘警察署 TEL 23-4111）

8. 障害者等用駐車区画利用制度

対象者

身体障害者手帳をお持ちの方で視覚障がい（1～4級）、聴覚障がい（2～3級）、平衡機能障がい（3級、5級）、上肢不自由（1～2級）、下肢不自由（1～6級）、体幹不自由（1～3級、5級）、乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がいの上肢機能障がい（1～2級）、同移動機能障がい（1～6級）、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障がい（1級、3～4級）、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓機能障がい（1～4級）に該当する方、療育手帳Aをお持ちの方、精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方、特定医療費（指定難病）・小児慢性特定疾患医療受給者、介護保険要介護1～5に該当する方、妊娠7か月～産後3か月までの方、けが等により一時的に移動に配慮が必要な方

内容

公共施設や商業施設などに設置されている「障害者等用駐車区画」が利用できる「利用証」を発行する制度です。利用できる駐車区画は、県のホームページ等で公開されています。

必要書類

①申請書 ②障害者手帳など対象要件等を確認できるものの写し

※代理人が手続きする場合は、代理人の身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）が必要です。

※申請書の様式は、県のホームページからもダウンロードできます。

申請窓口

秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課（所管の地域振興局：由利地域振興局福祉環境部 TEL 22-4120）

手当・年金・共済制度について

1. 特別児童扶養手当

対象者

身体又は精神に重度又は中度程度の障がいを持ち、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の児童を監護する父又は母もしくは父母にかわってその児童を養育している方。

ただし、児童が施設に入所している場合、児童が障がいを事由として年金を受給している場合、児童の保護者等の所得が一定限度額を超えている場合は支給されません。

内容

1級（重度）月額51,450円（平成29年4月現在）

2級（中度）月額34,270円（平成29年4月現在）

※4カ月分をまとめ4、8、11月の年3回の支払いとなります。

※手帳等級の基準とは異なります。

※障がいの状態に応じた有期認定（診断書の再提出が必要）となります。

必要書類

- ①認定請求書 ②診断書（特別児童扶養手当用） ③障害者手帳（お持ちの方） ④戸籍謄本
⑤住民票（世帯全員のもの） ⑥振込先口座申出書 ⑦印鑑 他

各種届出

毎年、所得の確認（現況届）の提出が必要です。

また、住所や氏名を変更したとき、障がいの程度が変わったとき、施設に入所したとき、児童又は保護者等が死亡したときは届出が必要になります。

申請窓口

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

2. 障害児福祉手当

対象者

身体又は精神に著しく重度の障がいを持ち、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の児童（概ね身体障害者手帳1級程度、療育手帳A程度又はこれらと同程度の疾病、精神障がいを有する方）。

ただし、児童が施設に入所している場合、保護者等の所得が一定限度額を超えている場合は支給されません。

内容

手当月額14,580円（平成29年4月現在）

※3カ月分をまとめ5、8、11、2月の年4回支払いとなります。

※障がいの状態に応じた有期認定（診断書の再提出が必要）となります。

必要書類

- ①認定請求書 ②所得状況届 ③診断書（障害児福祉手当用） ④障害者手帳（お持ちの方）
⑤児童名義の預金通帳の写し ⑥印鑑 等

各種届出

毎年、所得の確認（現況届）の提出が必要です。

また、住所や氏名を変更したとき、障がいの程度が変わったとき、本人が死亡したとき、施設に入所したときは届出が必要になります。

申請窓口

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

3. 特別障害者手当

対象者

身体又は精神に著しく重度の障がい重複する場合、またはそれと同程度の障がいの状態で、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方。

ただし、施設に入所している方、病院・診療所に3カ月以上入院している方、本人又は扶養義務者の所得が一定限度額を超えている場合は支給されません。

内容

手当月額26,810円（平成29年4月現在）

※3カ月分をまとめ5、8、11、2月の年4回支払い

※障がいの状態に応じ有期認定となる場合があります。

必要書類

- ①認定請求書 ②所得状況届 ③診断書（特別障害者手当用）④障害者手帳（お持ちの方）
⑤本人名義の預金通帳の写し ⑥年金受給がわかる書類（年金証書、振込通知書等） ⑦印鑑 等

各種届出

毎年、所得の確認（現況届）の提出が必要です。

住所や氏名を変更したとき、障がいの程度が変わったとき、本人が死亡したとき、施設に入所したとき、入院が3カ月を超えたときは届出が必要になります。

申請窓口

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

4. 障害基礎年金

対象者

- ・国民年金加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる）に初診日がある病気やケガで障がいの状態になった方で保険料納付済期間（保険料免除期間を含む。）が加入期間の3分の2以上ある方。ただし、初診日に65歳未満の場合は、特例として、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がなければよいことになっています。
- ・20歳未満のときに初診日がある方が、障がいの状態にあって20歳に達したとき、又は20歳に達した後に障がいの状態となったとき。

障がいの程度

1級：国民年金法で定める障害等級表の1級に該当する場合

2級：国民年金法で定める障害等級表の2級に該当する場合

※身体障害者手帳等の等級や基準とは異なります。

内容

1級：年額779,300円×1.25+子の加算（平成29年度）

2級：年額779,300円+子の加算（平成29年度）

※所得制限があります。

※18歳到達年度の末日までにある子（障がい者は20歳未満）がいる場合は、子の人数によって加算が行われます。詳細は、申請窓口へお問い合わせください。

※加算額 1人目・2人目（年額）224,300円

3人目以降（年額）74,800円

必要書類

- ①基礎年金番号通知又は年金手帳 ②裁定請求書 ③診断書 ④病歴状況申立書
⑤障害者手帳（お持ちの方） ⑥戸籍謄本 ⑦預金通帳の写し ⑧印鑑

お問い合わせ

市民課・各総合支所市民福祉課、本荘年金事務所 TEL 24-1111

5. 障害厚生年金

対象者

障がいの原因となった病気やケガの初診日において厚生年金の被保険者であった方で障害基礎年金の同様な要件を満たしている方。

障がいの状態が2級に該当しない軽い程度のときは、3級の障害厚生年金に該当する場合があります。

内容

年金額は障がいの程度及び報酬比例によって異なります。詳細は年金事務所にご確認ください。

お問い合わせ

本荘年金事務所 TEL 24-1111

6. 特別障害給付金制度

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給できない障がい者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮して、福祉的措置として創設された制度です。

対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいに該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給する事ができる方は対象になりません。

内容

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額51,400円（平成29年4月現在）

障害基礎年金2級相当に該当する方：月額41,120円（平成29年4月現在）

※所得制限があります。

※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。

※経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失します。

お問い合わせ

市民課・各総合支所市民福祉課、本荘年金事務所 TEL 24-1111

7. 心身障害者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者の方々の連帯と相互扶助の精神に基づいて、保護者が生存中に毎月一定の掛金を納付することにより、保護者に万が一のことがあったとき（死亡又は重度障がいになったとき）に、残された障がい者に終身一定額の年金を支給する制度です。

対象者

- ①知的障がい者
- ②身体障害者手帳1～3級の方
- ③精神又は身体に永続的な障がい（精神疾患、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）がある方で、①又は②と同程度と認められる方。

加入できる保護者

- ・加入年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること。
- ・特別の疾病又は障がいがなく健康な状態であること。

給付額

1口加入者 月額20,000円、2口加入者 月額40,000円

共済掛金

加入時の年齢	掛金月額	加入時の年齢	掛金月額
35歳未満	9,300円	50歳以上55歳未満	18,800円
35歳以上40歳未満	11,400円	55歳以上60歳未満	20,700円
40歳以上45歳未満	14,300円	60歳以上65歳未満	23,300円
45歳以上50歳未満	17,300円		

掛金の減免

区 分	減免割合
生活保護受給者	100%免除
市町村民税非課税世帯	50%減免
市町村民税が均等割のみの世帯	30%減免
加入日から20年経過かつ加入日から加入者が4月1日時点で満65歳である年度に達した場合	100%免除

申請窓口

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

医療制度について

1. 自立支援医療（更生医療）の給付

対象者

18歳以上の身体上の障がい有者の方で、確実な治療効果が期待できる方。

対象障がい・疾患

肢体不自由、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、内部機能（心臓、じん臓、小腸、肝臓機能に限る。）、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい。

内容

指定医療機関における治療に要する医療費を給付。

自己負担を原則定率1割負担とし、各医療保険制度を適用した残りの医療費を公費負担します。なお、所得状況に応じ月額負担上限額が設定されます。

必要書類

- ①申請書 ②医学的意見書 ③身体障害者手帳 ④健康保険証（同一保険加入者全員分）
- ⑤年金証書、年金振込通知書等（障害年金等を受給されている方） ⑥印鑑
- ⑦個人番号がわかるもの（個人番号カードまたは通知カード）

申請窓口

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

2. 自立支援医療（精神通院医療）の給付

対象者

次の精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にある方。

対象障がい・疾患

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患。

内容

指定医療機関における治療に要する医療費を給付。

自己負担を原則定率1割負担とし、各医療保険制度を適用した残りの医療費を公費負担します。なお、所得状況に応じ月額負担上限額が設定されます。

必要書類

- ①申請書 ②診断書 ③同意書 ④健康保険証（同一保険加入者全員分）
- ⑤年金証書、年金振込通知書等（障害年金等を受給されている方） ⑥印鑑
- ⑦個人番号がわかるもの（個人番号カードまたは通知カード）

申請窓口

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

3. 自立支援医療（育成医療）の給付

対象者

18歳未満で、身体上の障がい有者か又は現存する疾患を放置すると将来において障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる方。

対象障がい・疾患

肢体不自由、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、内部機能（心臓、じん臓、小腸及び肝臓機能の障がい以外は先天性のものに限る。）、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい。

内容

指定医療機関における治療に要する医療費を給付。

自己負担を原則定率1割負担とし、各医療保険制度を適用した残りの医療費を公費負担します。なお、所得状況に応じ月額負担上限額が設定されます。

必要書類

- ①申請書 ②意見書（育成医療用） ③健康保険証（同一保険加入者全員分） ④印鑑
- ⑤個人番号がわかるもの（個人番号カードまたは通知カード）

申請窓口

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

4. 福祉医療制度（マルフク）

対象者

次に該当する身体障害者手帳又は療育手帳を交付された方に対して、保険適用後の医療費の自己負担分を助成します。（入院中の食事に係る負担分を除く。）

- ・身体障害者手帳 1～3級所持者又は療育手帳 A 所持者（社会保険の本人のみ所得制限があり。）
- ・身体障害者手帳 4～6級所持者で 65 歳以上の方（所得制限があり。社会保険の本人は非該当。）

必要書類

- ①身体障害者手帳又は療育手帳 ②健康保険証 ③印鑑

申請窓口

市民課・各総合支所市民福祉課

5. 特定医療費（指定難病）の給付

内容

330 疾病（平成 29 年 4 月現在）により医療を受けている方で、県が承認した医療機関において保険診療を受けた場合に自己負担の軽減を受けられます。

※詳しい疾病については、秋田県のホームページよりご確認ください

必要書類

- ①申請書 ②臨床調査個人票（主治医作成） ③住民票（世帯全員）④健康保険証
⑤生計中心者の所得関係証明書 ⑥同意書 ⑦被保険者の所得関係証明書 ⑧印鑑

申請窓口・お問い合わせ

秋田県由利本荘保健所 TEL 22-4120

6. 小児慢性特定疾病医療の給付

内容

下記の 14 疾患群（704 疾病）により医療を受けている 18 歳未満の児童で、県が承認した医療機関において保険診療を受けた場合に自己負担の軽減を受けられます。

※詳しい疾病については、秋田県のホームページよりご確認ください

1	悪性新生物	6	膠原病	11	神経・筋疾患
2	慢性腎疾患	7	糖尿病	12	慢性消化器疾患
3	慢性呼吸器疾患	8	先天性代謝異常	13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群
4	慢性心疾患	9	血液疾患	14	皮膚疾患
5	内分泌疾患	10	免疫疾患		

必要書類

- ①申請書 ②意見書（主治医作成）③対象児の住民票 ④健康保険証
⑤生計中心者の所得関係証明書 ⑥医療意見書の研究利用についての同意書
⑦重症患者認定申請書（該当者）⑧身体障害者手帳及び障害者年金証書（お持ちの方）
⑨被保険者の所得関係証明書 ⑩保険者からの情報提供同意書

申請窓口・お問い合わせ

秋田県由利本荘保健所 TEL 22-4120

障がい福祉サービス・障がい児通所支援について

1. 要件及び手続き等

対象者

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、自立支援医療（精神通院医療）、精神障がい事由とする年金、特別児童扶養手当等を受給している方。

平成25年4月から、難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）の方もサービスの利用が出来ます。

利用方法等

サービスの利用申請後、調査、審査及び判定を受ける必要があります。その結果、利用者の意向や医師又は児童相談所等の意見を踏まえ、障害支援区分やサービスの支給が決定され、受給者証が交付されます。（認定結果等により利用できるサービスが決まります。）その後、利用者がサービス事業者と契約しサービスの利用が始まります。（「2. 利用の流れ」参照）

※ 障がい者であっても介護保険のサービスを利用できる方は、介護保険制度によるサービスを優先して利用していただくことになります。ただし、介護保険に相当するサービスがない障がい福祉に固有のサービスについては、障がい福祉制度をご利用いただけます。

※ 障害支援区分や各サービスには有効期間があり更新手続きが必要になります。

利用者負担

所得（負担能力）に応じて負担上限月額が設定されます。負担能力に応じて設定される負担上限月額よりもサービス費用の1割相当額の方が低い場合には、当該1割相当額を負担していただきます。

（平成29年4月現在）

■所得を判断する際の世帯範囲	
種 別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者（入所する18、19歳を除く）	障がいのある方とその配偶者
障がい児（施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

■利用者負担上限月額（介護給付費、訓練等給付費、障がい児通所給付費）		
区 分	負担上限月額	要 件
生活保護	0円	生活保護受給世帯
低所得1	0円	市町村民税非課税世帯で年間収入80万円以下
低所得2	0円	市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない場合
一 般 1	9,300円 (障がい児は4,600円)	市町村民税課税世帯 所得割16万円未満（障がい児は28万円未満）
一 般 2	37,200円	上記以外（20歳以上の施設入所者、グループホーム・ケアホーム入居者、宿泊型自立訓練利用者で、課税世帯の場合は「一般2」）

■利用者負担上限月額（療養介護医療費、肢体不自由児通所医療費）		
区 分	負担上限月額	要 件
生活保護	0円	生活保護受給世帯
低所得1	15,000円	市町村民税非課税世帯で年間収入80万円以下
低所得2	24,600円	市町村民税非課税世帯で低所得1に該当しない場合
一 般 (1・2)	40,200円	市町村民税課税世帯

■利用者負担の軽減	
医療型個別減免	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳以上の療養介護利用者で低所得1・2世帯の場合、一定額が手元に残るよう、利用者負担額が軽減されます。 ・ 20歳未満の療養介護の利用者の場合、一定額が手元に残るよう負担限度額を設定し、限度額を上回る額については減免されます。 ※医療型児童発達支援は対象外となります。
補足給付費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 20歳以上の入所施設利用者で生活保護、低所得1・2世帯の場合、一定額が手元に残るよう、食費・光熱水費の負担軽減があります。 ・ 20歳未満の入所施設利用者の場合、負担上限月額区分に応じて一定額が手元に残るよう、食費・光熱水費の負担の軽減があります。 ・ グループホーム利用者で生活保護、低所得1・2世帯の場合、家賃を対象として月額1万円を上限に補足給付が行われます。
高額障害福祉サービス費	同じ世帯の中で障がい福祉サービスを利用する人が複数いる場合等で、利用者負担額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます。
多子軽減措置	障害児通所支援を利用している児童の保護者と同一世帯に属する二人以上の乳幼児が幼稚園等に通い、又は障害児通所支援を利用する場合に、多子軽減措置が適用となります。
食事提供体制加算	通所施設利用者で生活保護、低所得1・2、一般1世帯の場合、食料費のみの負担となるよう食費負担の軽減があります。(事業所の食事提供体制により異なります。)
生活保護移行防止	負担軽減をしても、定率負担や食費等の負担により、生活保護の対象となる場合は、生活保護の対象とならない額まで月額負担上限額及び食費等実費負担を引き下げます。

※毎年、所得区分の見直し(世帯・収入等状況の申告)が必要になります。

必要書類

[障がい福祉サービス]

- ①介護給付費等支給申請書 ②世帯状況・収入等申告書 ③障害者手帳
- ④自立支援医療(精神通院医療)受給者証 ⑤年金受給がわかる書類(年金証書等)
- ⑥手当等受給がわかる書類(証書等) ⑦計画相談支援給付支給申請書
- ⑧計画相談支援依頼届出書 ⑨サービス等利用計画案 ⑩印鑑 等

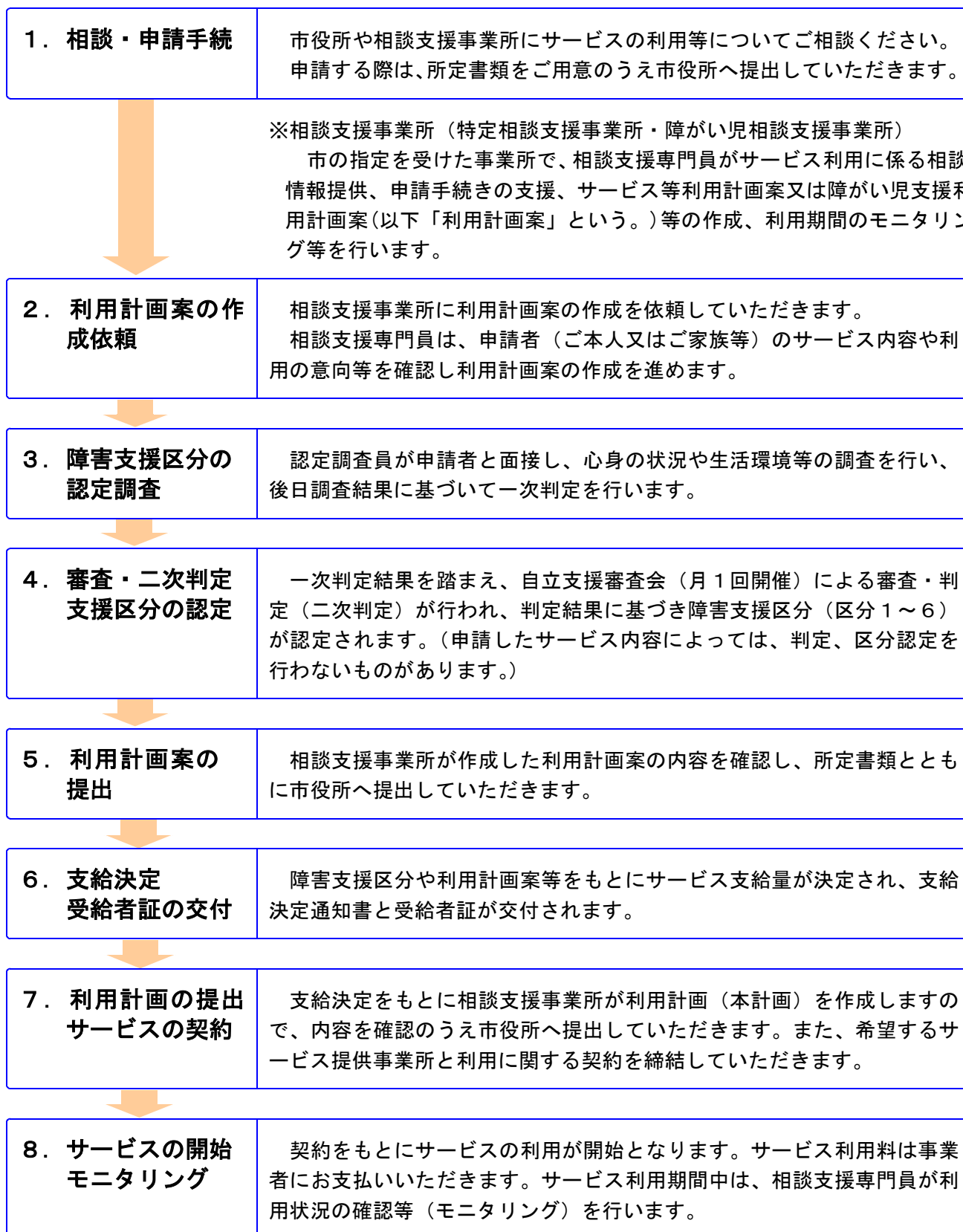
[障がい児通所支援]

- ①障害児通所支援支給申請書 ②世帯収入状況申告書 ③障害者手帳 ④健康保険証
- ⑤手当等受給がわかる書類(証書等) ⑥障害児相談支援支給申請書 ⑦障害児相談支援依頼届出書
- ⑧障害児支援利用計画案 ⑨すこやか療育支援事業支給申請書

申請窓口

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

2. 利用の流れ



※サービス等の変更や期間の更新をするときは申請手続きが必要です。

※上記は一般的な流れの事例であり、利用するサービスに応じ異なる流れの場合（他の調査が必要な場合、二次判定を省略する場合など）があります。

3. サービスの内容

介護給付（訪問系サービス）

在宅で利用する訪問サービス。

種 類	主なサービス内容	区分・支給要件等
居宅介護	居宅における入浴、排せつ、食事等の身体介護、また調理、洗濯等の家事援助等、生活全般にわたる援助サービス。	区分1以上。（身体介護を伴う通院等介助は区分2以上。障がい児は相応の心身状態にある場合。）
重度訪問介護	重度の肢体不自由者（18歳以上）等を対象とした、居宅における入浴や食事、排せつ、食事等の介護から外出時の移動中の介護までを行うサービス。	区分4以上で、二肢以上に麻痺があり、調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定される場合。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な方を対象に、外出時に同行し必要な情報提供や援護を行うサービス。	身体介護を伴わない場合は同行援護アセスメント調査で視力障がい、視野障がい、夜盲のいずれか1点以上かつ移動障がい1点以上の場合。 身体介護を伴う場合は、伴わない場合に加え支援区分2以上、関連項目1つ以上の認定がある場合。
行動援護	知的・精神障がいにより行動が困難で常に介護を要する方が行動する時に、危険を回避するために必要な援助、外出時の移動中の介護等を行うサービス。	区分3以上で、調査項目のうち行動関連項目の合計点数が10点以上の場合。
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。	区分1以上。児童は厚生労働大臣が定める区分1以上。
重度障害者等包括支援	重度の障がいがあり意思疎通が困難な方で、四肢麻痺や寝たきり状態にある方又は知的・精神障がいにより著しい行動障がいがある方に対し、各種サービスを包括的に行うサービス。	区分6で四肢麻痺及び寝たきり状態にあり、かつ人工呼吸器管理を行う身体障がい者か最重度知的障がい者の方又は行動関連項目が10点以上の場合。 （障がい児は相応の心身状態にある場合。）

介護給付／訓練等給付（日中活動系サービス）

入所又は通所施設等で昼間の活動を支援するサービス。

種 類	主なサービス内容	区分・支給要件等
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービス。	支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている場合又は区分5以上で、進行性筋萎縮症に罹患している場合又は重度心身障がい者の場合。
生活介護	常に介護を必要とする方に、施設で昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うサービス。	施設入所者は支援区分4以上。 (50歳以上は区分3以上。) 在宅者は支援区分3以上。 (50歳以上は区分2以上。)
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、入所又は通所により身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。	入所施設・病院を退所・退院した方又は特別支援学校を卒業した方で、リハビリの継続や身体機能の維持又は回復を目的とした訓練が必要な場合等。
自立訓練 (生活訓練) 宿泊型自立訓練	知的又は精神障がい者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう一定期間、通所又は宿泊により生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。	入所施設・病院を退所・退院した方又は特別支援学校を卒業した方で、生活能力の維持又は向上を目的に訓練が必要な場合。
就労移行支援	就労を希望する方で、一般雇用が可能と見込まれる方を対象に、一定期間、生産活動や職場体験等の就労に必要な知識や能力の向上のための訓練、求職活動の支援等を行うサービス。	就労希望の方で、単独就労が困難なため、知識や技術習得、就労先の紹介等の支援が必要な65歳未満の方等。
就労継続支援 (A型・B型)	一般雇用が困難な方に、就労や生産活動の機会を提供し、知識や能力の向上を支援するサービス。 ・ A型－雇成型（65歳未満） ・ B型－非雇成型	A型 就労移行支援を利用した方又は特別支援学校を卒業した方で、就職活動をした方で、雇用に結びつかなかった方。 B型 A型同様に雇用に結びつかなかった場合やB型の利用が適当と判断された場合。また前記に該当しない方で、50歳以上の方又は障害基礎年金1級受給の方等。

介護給付／訓練等給付（居住系サービス）

入所施設等で住まいの場として支援するサービス。

種 類	主なサービス内容	区分・支給要件等
施設入所支援	施設入所者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。	生活介護を受け、区分4以上の場合（50歳以上は区分3以上）。 自立訓練又は就労移行支援を受けることが通所では困難な場合。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。	介護を伴う場合は区分2以上。

地域相談支援給付／計画相談支援給付

地域生活やサービス利用に関する相談等の支援を行うサービス。

種 類	主なサービス内容	区分・支給要件等
地域移行支援	施設や病院に入所・入院している障がい者に対し、住居の確保や地域生活への移行準備に関する相談等を行うサービス。	障害者支援施設等に入所している障がい者及び精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院や単身生活に移行した障がい者に対し、夜間や緊急時の連絡・相談体制の確保等を行うサービス。	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等
計画相談支援	障がい福祉サービスや地域相談支援の利用者に係るサービス等利用計画の作成とサービス提供事業者等との連絡調整を行うサービス。	障がい福祉サービスや地域相談支援を申請した障がい者又は障がい児等

障がい児通所支援給付

通所施設等で障がい児の発達支援や見守りを行うサービス。

種 類	主なサービス内容	区分・支給要件等
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービス。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹機能の障がいがある児童に対し、医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービス。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下で支援が必要と認められる障がい児。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、放課後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行うサービス。	学校教育法に規定する学校（幼稚園・大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められる障がい児。
保育所等訪問支援	保育所やその他児童が集団生活を営む施設等に訪問し、その施設の障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービス。	保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められる障がい児。

障がい児相談支援給付

障がい児通所支援の利用に関する相談等の支援を行うサービス。

種 類	主なサービス内容	区分・支給要件等
障がい児相談支援	障がい児通所支援の利用者に係る障がい児支援利用計画の作成と支援施設等との連絡調整を行うサービス。	障がい児通所支援を申請した障がい児等

すこやか療育支援事業

対象者

児童発達支援又は医療型児童発達支援（以下「児童発達支援等」という。）の利用者。

内 容

児童発達支援等を利用する際の利用者負担などの半額を助成する制度。

助成対象 ①サービス利用に係る利用者負担額

②サービス利用に係る食費

※利用者負担上限額の軽減等の適用を受ける場合は、適用後の利用者負担額の半額までを助成。

また、食費の軽減措置を受ける場合は、軽減後の食費の半額を助成。

※所得制限があります。

必要書類

希望者は児童発達支援等の申請手続きの際に申請書を提出。

申請窓口・お問い合わせ

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

4. サービス提供事業所等（市内）

障がい福祉サービス事業所

名 称	連絡先	提供サービス等
由利本荘市社会福祉協議会訪問介護事業所	24-2911	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護
ニチイケアセンター本荘	27-1850	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
鳥寿苑居宅介護事業所	57-2561	居宅介護
ほのぼのヘルパーステーション	28-0007	居宅介護、重度訪問介護
ジャパンケア由利本荘	28-0671	居宅介護、重度訪問介護
光タクシー（株）	23-2002	居宅介護、重度訪問介護
株式会社虹の街 本荘営業所	24-6052	居宅介護、重度訪問介護、同行援護
あまさぎ訪問介護事業所	62-5015	居宅介護、重度訪問介護
ヘルパーステーションぽぼろ	22-6500	居宅介護
ヘルパーステーション寧（ねい）	23-4725	居宅介護、重度訪問介護
秋田県心身障害者コロニー	33-2255	生活介護、施設入所支援、短期入所 就労継続支援B型、共同生活援助（グループホーム）
障害者支援施設「はまなす園」	73-3447	生活介護、施設入所支援、短期入所 就労継続支援B型
水林新生園	23-3575	生活介護、共同生活援助（グループホーム）
国立病院機構あきた病院	73-2002	療養介護、短期入所（重症心身障がい児者等）
障害者自立支援センター「和」	24-0753	短期入所、就労継続支援B型 共同生活援助（グループホーム）
由利本荘地域生活支援センター	25-7077	生活介護
由利本荘地域生活支援センター 水林事業所	23-3551	宿泊型自立訓練、自立訓練（生活訓練） 就労継続支援B型、共同生活援助（グループホーム）
障がい者支援事業所 逢い	24-1109	生活介護、就労継続支援B型 共同生活援助（グループホーム）
障がい者支援事業所 ぽぼろの家	65-2827	生活介護
就労支援センター ホリデー	22-2883	就労継続支援A型
障がい者支援事業所 逢い くるみの里	74-3983	就労継続支援B型
はまなす会 ゆうゆう	33-3005	就労継続支援B型
あゆみの会	62-0511	就労継続支援B型

※上記は由利本荘市内の事業所及び提供サービスです。他市町村における事業所やサービスについては福祉支援課又は相談支援事業所へお問い合わせ願います。

障がい児通所支援

※市内に対象事業所が少ないため、近隣（秋田市）の提供事業所も掲載しています

名 称	連絡先	提供サービス等
由利本荘地域生活支援センター	25-7077	児童発達支援、放課後等デイサービス
秋田県立医療療育センター（秋田市）	018-826-2401	児童発達支援、医療型児童発達支援
たけのこ（秋田市）	018-853-8848	放課後等デイサービス
オリブ園／インクル（秋田市）	018-828-7750	児童発達支援／放課後等デイサービス

相談支援事業所

名 称	連絡先	提供サービス等
由利本荘地域生活支援センター 相談支援事業所	74-3614	特定相談支援（計画相談支援、障がい児相談支援） 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）
障害者自立支援センター「和」	23-6777	特定相談支援（計画相談支援） 地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）
指定障害児相談支援事業所 水林新生園	23-3575	特定相談支援（計画相談支援、障がい児相談支援）

補装具費支給事業について

補装具費支給事業

内 容

補装具は、体の失われた部分や思うように動かすことができないような障がいのある部分を補う用具であり、日常生活や職業生活をしやすくするために、必要な補装具を購入又は修理する際の費用を支給する制度です。

用具の種類

障がいの等級や内容によって対象となる補装具が異なります。

肢体不自由	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、座位保持装置、歩行補助杖、 重度障がい者用意思伝達装置
視覚障がい	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器
障がい児	座位保持装置いす、起立保持具、頭部保持具、排便装置

※ 補装具には、それぞれ給付の限度となる金額が定められています。

※ 介護保険被保険者等は介護保険制度の利用（貸与）が優先されます。

利用者負担

所定の基準額の1割負担。基準額を超過した分は利用者負担となります。

（所得状況に応じて月額負担上限額が決められます。）

必要書類

①申請書 ②医師意見書 ③指定業者処方箋 ④見積書 ⑤身体障害者手帳 ⑥印鑑 他

申請窓口

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

地域生活支援事業について

1. 相談支援事業

障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行います。

相談窓口はP. 1の2「障がい者基幹相談支援センター」、P. 2の3「相談支援事業所」をご覧ください。

お問い合わせ

福祉支援課

2. コミュニケーション事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意志疎通を図ることに支障がある方とその他の方の意志疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う方の派遣を行います。

詳しくは福祉支援課へお問い合わせください。

お問い合わせ

福祉支援課

3. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等を対象に、外出（社会参加等）の個別支援を行います。タクシーや福祉車両による移動用務は1日2回以内、またガイドヘルパーの派遣は1日の範囲内で用務を終えるものが対象です。

対象者

- ・身体障害者手帳の視覚障がい1～2級の方、全身性障がい者の方及び上下肢機能1～2級で車イスを常時利用されている方
- ・療育手帳Aの方又は精神障害者保健福祉手帳1級の方

事業所

- ・由利本荘市社会福祉協議会 TEL P. 3参照
- ・ニチイケアセンター本荘 TEL 27-1850
- ・光タクシー TEL 22-1111

内容

所定費用の原則1割負担。基準額を超過した分は利用者負担となります。

※所得状況に応じて月額負担上限額が決められます。

必要書類

- ①申請書 ②障害者手帳 ③印鑑

お問い合わせ

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

4. 日常生活用具給付事業

在宅の重度身体障がい者等に対し、日常生活の便宜を図るとともに、福祉の増進に資するため日常生活用具の給付又は貸与を行います。

平成25年4月から、難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）の方もサービスの利用ができます。

対象者

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方、難病等の方

内容

障がいの等級や内容によって給付できる用具が異なります。

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換機、移動用リフト、訓練いす（児のみ）、訓練用ベット（児のみ）
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状のつえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用室内信号装置
在宅療養等支援用具	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計、
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、視覚障がい者用ワードプロセッサ（共同利用）、聴覚障がい者用情報受信装置、視覚障がい者用音声ICタグレコーダー、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）、点字図書、人工喉頭、人工内耳体外部装置（スピーチプロセッサ、電池等）
排泄管理支援用具	ストーマ用装具等、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具	住宅改修関係

※介護保険被保険者等は介護保険制度等の利用（貸与・支給等）が優先されます。

利用者負担

所定の基準額の1割負担。基準額を超過した分は利用者負担となります。

※所得状況に応じて月額負担上限額が決められます。

必要書類

①申請書 ②見積書 ③障害者手帳 ④印鑑 他

お問い合わせ

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

5. 地域活動支援センター事業

障がいのある方が通い、創作的活動や生産活動等の機会の提供、また日常生活、社会生活等を営むための支援を受けることができます。

対象者

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）を受けている方及び発達障がい児（者）と認められた方。

事業所

- ・ 障害者自立支援センター「和」 TEL 23-6777
- ・ NPO法人 根分け会 TEL 23-7589
- ・ 障害者自立支援センター くるみの里 TEL 73-3983

利用者負担

各事業所規定の料金になります。

必要書類

- ①申請書 ②障害者手帳 ③印鑑

お問い合わせ

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

6. 訪問入浴サービス事業

入浴車により在宅で入浴サービスを提供します。

対象者

65歳未満の重度障がい者で、在宅での一般入浴又は通所での入浴が困難な方。
（介護保険被保険者は介護保険でのサービスが優先となります。）

事業所

- ・ 由利本荘市社会福祉協議会 TEL P.3参照
- ・ (株)虹の街 本荘営業所 TEL 24-6052

利用者負担

所定費用の原則1割負担。
※生計中心者の所得税が非課税の世帯については、無料。

必要書類

- ①申請書 ②診断書 ③誓約書 ④障害者手帳 ⑤印鑑

お問い合わせ

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

7. 日中一時支援事業

就労等のため障がい児者を監護できない場合等に日中の一時的な見守りを行い、障がい者等の家族を支援します。

種類・事業所

[日中一時支援事業]

- | | |
|--------------------|------------------|
| ・ NPO法人 逢い | TEL 24-1109 |
| ・ 秋田県心身障害者コロニー | TEL 33-2255 |
| ・ 由利本荘市社会福祉協議会 | TEL P. 3参照 |
| ・ 国立病院機構あきた病院 | TEL 73-2002 |
| ・ 金浦療護園 | TEL 38-4123 |
| ・ 柳田新生寮 | TEL 018-835-3371 |
| ・ 秋田県立医療療育センター | TEL 018-826-2401 |
| ・ 秋田県身体障害者更生訓練センター | TEL 018-863-4471 |
| ・ 高清水園 | TEL 018-829-3577 |
| ・ 若竹学園 | TEL 018-832-0607 |
| ・ 杉の木園 | TEL 018-827-2310 |
| ・ ゆいゆい 秋田支店 | TEL 018-839-1775 |

[日中一時支援（養護学校等児童生徒放課後生活支援）事業]

- | | |
|---------|-------------|
| ・ 水林新生園 | TEL 23-3575 |
|---------|-------------|

対象者

[日中一時支援事業]

障害者手帳をお持ちの方で、日中において監護する者がいないため、一時的な見守り支援が必要と認められた方。

[日中一時支援（養護学校等児童生徒放課後生活支援）事業]

支援学校又は小・中学校特別支援学級に在学する児童生徒で、放課後において保護者等が就労のため監護できず、放課後の一時的な見守り支援が必要と認められた方。

利用者負担

障害支援区分等に応じた所定費用の原則 1 割負担。基準額を超過した分は利用者負担となります。

※所得状況に応じて月額負担上限額が決められます。

必要書類

- ①申請書 ②障害者手帳 ③印鑑 他

お問い合わせ

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

8. 社会参加促進事業

自動車改造費助成事業

重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の走行装置及び駆動装置等の一部を改造する経費を助成し、社会復帰の促進を図ります。

対象者

重度の上下肢又は体幹機能障がい（1～2級）がある方で、就職等に伴い自らが車を所有し運転する方。
※所得制限があります。

助成額

7万円以内

必要書類

- ①申請書 ②同意書 ③障害者手帳 ④運転免許証 ⑤車検証 ⑥改造経費見積書 ⑦改造箇所写真
⑧印鑑

お問い合わせ

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

自動車運転免許取得費助成事業

自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

（県公安委員会が行う身障者運転適格審査の結果、適格と認められ条件を付された方）

対象者

身体障害者手帳をお持ちの肢体不自由者（4級以上）、聴覚障がい者又は療育手帳をお持ちの方で、免許取得により就労が見込まれる等、社会活動への参加に効果があると認められる方。

助成額

8万円以内

※ただし、訓練期間中に免許の取得ができないための補講に要する費用及び本人の意志により中断した場合は本人負担となります。

必要書類

- ①申請書・自動車学校証明書 ②障害者手帳 ③運転免許証 ④印鑑

申請窓口

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

点字広報・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、市広報紙「ゆりほんじょう」の内容を点字にした「点字広報」（月1回）又はCD-R等に収録した「声の広報」（月2回）を無料で提供します。

お問い合わせ

福祉支援課

奉仕員養成事業

視覚及び聴覚障がいがある方の交流活動の促進等を図るため、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、朗読奉仕員の養成を行っています。手話奉仕員は、5月から11月にかけて入門課程と基礎課程の講座を開催。要約筆記奉仕員は、10月から12月にかけて基礎課程と応用課程の講座を開催。朗読奉仕員は、由利本荘市こえの会で講座を行っています。

お問い合わせ

福祉支援課

9. 生活支援事業

福祉機器リサイクル事業

不要になった福祉機器（特殊ベッド、車イス）について、これを必要とする方に斡旋、貸与し、日常生活の支援を図ります。

お問い合わせ

由利本荘市社会福祉協議会（本荘支所）TEL 24-3634

その他の障がい者支援制度等について

1. 福祉住宅整備資金融資あっせん制度

高齢者や障がい者の在宅生活を支援するため、福祉住宅整備資金融資あっせん制度を設けています。

これは、市と契約した市内金融機関が融資希望者に資金を貸し付け、5%以内の償還利子を市が負担する制度です。(市が資金を直接貸し付ける制度ではありません)

対象者

あっせん対象者は、次に該当する方又は高齢者等と同居する方。

(市内に居住し、市税・介護保険料・保育料等を滞納していないこと、また、整備資金の償還能力を有していることが条件となります。)

- ・ 65歳以上の高齢者
- ・ 障害者手帳を所持している方
- ・ 母子及び父子家庭の18歳未満の児童

住宅整備要件

対象者の在宅生活のために住宅の増改築が真に必要であること。

(維持補修的な住宅改修は対象外になります。)

あっせん金額

工事見積額以内で1万円単位(上限100万円)

償還・利子補給

融資実行の翌月から7年以内の毎月元金均等償還(最長84カ月)。

融資利率のうち5%以内の償還利子を市が負担します。

(5%を超える利率部分はあっせん対象者の負担となります)

連帯保証人

原則として市内に住所を有する連帯保証人1名が必要です。

工事着工・融資実行

申請に基づいて、市が融資あっせんを決定した後に着工すること。

工事完了後、金融機関との契約に基づき、毎月5日に融資を実行します。

また、実行には市が行う完成検査に合格していることが条件となります。

必要書類等

- ①申請書 ②所得証明書 ③納税証明書 ④印鑑証明書(②~④は申請者・連帯保証人)
⑤工事見積書 ⑥福祉住宅整備計画平面図 他

対象金融機関

秋田銀行、北都銀行、山形銀行、きらやか銀行、羽後信用金庫、東北労働金庫、

秋田しんせい農業協同組合の市内各支店

お問い合わせ

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

2. 生活福祉資金貸付制度

低所得世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯を対象に、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的としています。

対象者

低所得世帯	資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより、独立自活に必要な資金の融通を他から受けることが困難と認められる方。
障がい者世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方が属する世帯。
高齢者世帯	65歳以上の高齢者の属する世帯。

貸付金の種類

対象世帯の状況、用途等により利用できる資金が異なります。詳細は、社会福祉協議会へお問い合わせください。

種別		貸付上限額	償還期限	対象者
総合支援資金	生活支援費	月額20万円以内	最長10年以内	低所得世帯
	住宅入居費	40万円以内	最長10年以内	低所得世帯
	一時生活再建費	60万円以内	最長10年以内	低所得世帯
福祉資金	福祉費	資金目的に応じ 50万円～580万円	資金目的に応じ 3年～20年以内	低所得世帯、障がい者世帯、 高齢者世帯
	緊急小口資金	10万円以内	12月以内	低所得世帯、障がい者世帯、 高齢者世帯
教育支援資金	教育支援資金	学校種別に応じ月額 3万5千円～6万5千円以内	20年以内	低所得世帯
	就学支度金	50万円以内	要相談	低所得世帯
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	建物・土地の評価額の7割を標準として貸付け。 月額30万円以内	契約終了後3月以内	高齢者世帯
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	居住用不動産の7割を標準として貸付。貸付基本額は保護の実施期間が定められた額	要相談	高齢者世帯

連帯保証人

原則として市内に住所を有する連帯保証人1名が必要です。ただし、連帯保証人をたてない場合でも貸付けを受けることができます。

貸付利率

総合支援資金、福祉資金	連帯保証人をたてる場合	無利子
	連帯保証人がいない場合	年1.5%
緊急小口資金、教育支援資金	無利子	
不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金	年3.0%又は毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方	

償還方法等

- ・元金、利子等の口座振替による月賦償還。
- ・ゆうちょ銀行、秋田銀行、北都銀行、農林中金のみの利用。
- ・約束期間に償還できなかった場合、残元金に対し延滞利子（年10.75%）が日割加算。

お問い合わせ

由利本荘市社会福祉協議会及び各支所

（必要に応じ、民生委員、社会福祉協議会、関係機関の相談支援を受けていただくことがあります。）

3. 人工透析通院交通費助成事業

人工透析の治療を継続的に受ける必要がある方に、通院距離に応じて通院費用の一部を助成し費用負担の軽減を図ります。

対象者

市内に住所を有し、自宅から人工透析の治療のために週2回以上医療機関に通院する方。ただし、国民年金の障害基礎年金における所得制限額を超える所得（3,604,000円、扶養者1人につき380,000円をプラス）がある場合は対象外。

内容

・対象通院距離及び助成月額（平成29年4月現在）

5 km以上 ~ 10 km未満	月額 2,000円
10 km以上 ~ 20 km未満	月額 3,000円
20 km以上 ~ 30 km未満	月額 4,000円
30 km以上 ~	月額 5,000円

・支給月は7月、10月、1月、4月の年4回

必要書類

①申請書 ②医師意見書 ③振込口座の通帳 ④印鑑

申請窓口

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

4. 障がい者通所交通費助成事業

身体機能又は生活能力の維持・向上等を図るために、定期的に施設や事業所に通所する障がい者の交通費の一部を助成し費用負担の軽減を図ります。

対象者

市内に住所を有し、自宅から公共交通機関を利用し、定期的に障害福祉サービス事業所又は地域活動支援センターに通所する方。ただし、月の半数以上継続して通所しない場合、他の交通費等の助成（事業所等の送迎を含む）を受けている場合は対象外。

内容

・対象通所距離及び助成月額（平成29年4月現在）

10 km未満	月額 2,000円
10 km以上 ~ 20 km未満	月額 3,000円
20 km以上 ~ 30 km未満	月額 4,000円
30 km以上 ~	月額 5,000円

・支給月は7月、10月、1月、4月の年4回

必要書類

①申請書 ②通所証明書 ③障害者手帳 ④印鑑

申請窓口

福祉支援課

5. 難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児に対し、補聴器購入または修理費用の一部を助成します。

対象者

市内に住所を有し、両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上70デシベル未満で身体障害者手帳の交付対象にならない18歳未満の児童であり、補聴器の装用により言語習得等の一定効果が期待できると医師が判断した方。（医師が認めた場合は30デシベル未満でも可）

※所得制限があります。

内容

補聴器購入または修理に要する費用について、基準額の2/3以内で助成

※電池交換および付属品の単体での購入は助成対象外

必要書類

①申請書 ②医師意見書（購入の場合のみ） ③見積書 ④印鑑

申請窓口

福祉支援課・各総合支所市民福祉課

6. 視覚障がい者等用電子白杖購入費助成事業

視覚障がい児者に対し、電子白杖購入費用の一部を助成します。

対象者

市内に住所を有し、視覚障がいに係る身体障害者手帳の等級が原則1～2級の方で、電子白杖の適切な使用方法及び管理等ができると認められる方。

※所得制限があります。

内容

電子白杖本体及び付属品の購入経費から補装具費における盲人安全杖の支給対象経費を控除した金額の1/3の額と1万円を比較し小さい方の額。

※他制度の助成が受けられる場合は、他制度が優先となります。

必要書類

①申請書 ②見積書 ③適切な使用・管理に係る証明書 ④印鑑 等

申請窓口

福祉支援課

7. 身体障がい者デイサービス事業

身体障がいのある方が通い、入浴や食事、創作的活動等の支援を受けることができます。

対象者

65歳未満の身体障がい者手帳をお持ちの方

※介護保険被保険者は介護保険でのサービスが優先となります。

事業所

- ・社会福祉法人中央会 てまり TEL 24-3600
- 〃 ふるさと学舎 TEL 28-1162
- ・由利本荘市社会福祉協議会 TEL P.3参照
- ・(有)よろ津や TEL 22-1526

利用者負担

所定費用の原則1割負担。

※所得状況に応じて月額負担上限額が決められます。

必要書類

①申請書 ②診断書 ③障害者手帳 ④印鑑

お問い合わせ

福祉支援課

8. 知的障がい者デイサービスセンター悠楽館

知的障がいのある方が通い、入浴や食事、創作的活動等の支援を受けることができます。

対象者

療育手帳をお持ちの方

必要書類等

①申請書 ②療育手帳 ③印鑑

お問い合わせ

由利本荘市悠楽館（烏海地域） TEL 59-2700

障がい児の就学支援について

1. 就学・教育相談等について

発育や発達の様子が気になる幼児や児童生徒の教育や就学についての相談受け、情報提供を行います。

名 称	TEL
由利本荘市教育委員会 学校教育課	32-1330
さくら教室（幼児通級指導教室）	32-1316
特別支援教育地域支援センター（鶴舞小学校内）	22-3558
特別支援教育相談ルーム（岩谷小学校内）	65-2220
秋田県中央教育事務所由利出張所（特別支援担当）	22-3673
秋田県総合教育センター 特別支援教育班	018-873-7215

2. 特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室

名 称	対応する障がい・症状	TEL
秋田県立視覚支援学校（秋田市）	視覚障がい及び重複障がい	018-889-8571
秋田県立聴覚支援学校（秋田市）	聴覚障がい及び重複障がい	018-889-8572
秋田県立秋田きらり支援学校（秋田市）	肢体不自由及び病弱	018-889-8573
秋田大学教育文化学部 附属特別支援学校（秋田市）	知的障がい及び発達障がい	018-862-8583
秋田県立栗田支援学校（秋田市）	知的障がい及び重複障がい	018-828-1162
秋田県立支援学校天王みどり学園（潟上市）	知的障がい及び重複障がい	018-870-4611
秋田県立大曲支援学校（大仙市）	知的障がい及び重複障がい	0187-68-4123
秋田県立横手支援学校（横手市）	知的障がい及び重複障がい	0182-33-4166
秋田県立ゆり支援学校（由利本荘市）	知的障がい及び重複障がい	27-2630
〃 道川分教室（由利本荘市）	病弱及び重症心身障がい	62-6136
鶴舞小学校通級指導教室	言葉の遅れ、学習障がい、 自閉症、注意欠陥多動性障がい、 情緒障がい	22-3558
矢島小学校通級指導教室	学習障がい、注意欠陥多動性障 がい、自閉症、情緒障がい	56-2069
小・中学校特別支援学級	知的障がい、自閉症・情緒障 がい、肢体不自由、難聴	各小・中学校

3. 特別支援教育就学奨励費

小・中学校の特別支援学級に在学している児童生徒に、学用品費、給食費及び修学旅行費等の費用を、世帯の所得に応じて助成し、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

お問い合わせ 教育委員会学校教育課・各教育学習課

4. 心身障がい児集団訓練「虹っこひろば」

ことばの遅れが気になる、落ち着きがないなど、心身に障がいの疑いのある児童を対象とし、5～10名程度の小集団の中で、発達過程に伴った訓練及び教育上の知識・技術の習得について指導を行います。

見学も可能ですのでお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ 子育て支援課

5. 幼児通級指導教室「さくら教室」

就学に不安を抱えている年中・年長児を対象に、「見通しを持たせるための支援」や「出来ることの体験を増やす支援」などを個別に指導します。

お問い合わせ さくら教室（学校教育課）



由利本荘市障がい者虐待防止センター

福祉支援課内に「由利本荘市障がい者虐待防止センター」を設置し、相談・通報の受付をいたします。

〒015-8501 由利本荘市尾崎17番地 由利本荘市役所 福祉支援課内

相談・通報の受付（平日8時30分から17時15分）

◎電話 24-6314 ファックス 24-0480

上記以外の時間帯（平日夜間、土・日曜、祝祭日、年末年始）

◎電話 24-3321（当直）

由利本荘市基幹相談支援センター（P1参照）でも、受付いたします。

1. 概要

「障害者虐待防止法」は、誰であっても障がいのある方を虐待してはならないように定めた上で、障がい者虐待を「養護者（家族等）」、「福祉施設従事者等（支援者）」、「使用者（事業主）」から「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放任（ネグレクト）」、「経済的虐待」を受けること、と規定しています。

虐待行為の禁止のほか、障がいのある方を支える養護者の負担軽減などを盛り込み、虐待に気付いた方は市町村に通報しなければならないと定めています。障がいのある方への虐待は表に出にくく、市民の皆様からの通報が早期発見と被害者の迅速な支援につながります。

【障がい者虐待の例】

- [1]身体的虐待：障がいのある方の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。
- [2]性的虐待：障がいのある方に無理やり（または同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。
- [3]心理的虐待：障がいのある方を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。
- [4]放棄・放任（ネグレクト）
：食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介護をほとんどせず、障がいのある方の心身を衰弱させること。
- [5]経済的虐待：本人の同意なしに障がいのある方の財産や年金、賃金などを使うこと。また障がいのある方に理由なく金銭を与えないこと。

2. 事業内容

実際に虐待を受けている方や、ご家族などからの相談や、虐待が疑われる案件の通報などを受け付けております。

内容に応じて、被害者やご家族などが必要な支援を受けられるように、関係機関などと連携して対応します。匿名での相談も可能で、相談者のプライバシーは守られます。

「障害者虐待防止法」の対象となる方は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）のある方や、そのほか心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な方です。

成年後見制度・権利擁護等について

1. 法定後見制度

本人がすでに判断能力が十分ではない場合、本人、配偶者、4親等内の家族などから家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所で成年後見人（補助人・保佐人・後見人）を選定してもらう制度です。

成年後見人は、本人が本来行う法律行為を本人に代わって行う権利（代理権）、本人が行った法律行為を了解する権利（同意権）、本人が行った法律行為に関して不利益と認められる場合にその行為を取り消すことができる権利（取消権）を行使し、住居・施設利用等の契約、治療・入院手続き等の身上看護、また預貯金管理や保険証書の保管等の財産管理を行い、本人の保護及び支援を行うものです。

また、配偶者、2親等以内の家族などが不在の場合、市町村長が申し立てを行う場合があります。
※事前にご相談ください

成年後見人の区分

成年後見人は、本人の判断能力に応じ3つに区分されます。

補助人	生活全般ほぼ一人でできるが、少し不安が残る程度。
保佐人	日常の買い物程度なら問題ないが、財産行為等（不動産・自動車等）を一人で行うのは困難という程度。
後見人	日常生活（つり銭の計算等）ですら困難で、誰かの援助が常に必要な状態。

お問い合わせ

秋田家庭裁判所	TEL 018-824-3121
〃 本荘支部	TEL 22-3916
リーガルサポート秋田支部	TEL 018-824-0055（秋田県司法書士会館内）
地域包括支援センター（広域行政センター内）	TEL 24-6345
中央地域包括支援センター（市役所本庁舎内）	TEL 24-6324
南部地域包括支援センター（矢島総合支所内）	TEL 74-4150

2. 任意後見制度

本人が判断能力が十分なときに、将来の判断能力の低下に備えて、本人が後見人を選定し、本人の希望する支援内容を定めて公正証書で契約を結び、将来の不安に備えておく制度です。

本人の判断能力が低下した後に、後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が専任する「任意後見監督人」の監督のもと、本人を代理して契約をすることによって、本人の意志にしたがった適切な保護及び支援を行うものです。

後見人には、自分の身近な人を選ぶこともでき、また司法書士、社会福祉士、税理士等の専門家を支援内容に応じて複数選任しておくこともできます。

お問い合わせ

1. 法定後見制度に同じ。

3. 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な方が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助等の支援を行うことにより、その方の権利擁護に資することを目的とした事業です。

援助の方法と内容

利用者本人の自己決定を尊重し、その意志の実現を図るため、「情報提供、助言」「契約手続き、利用手続き等の同行又は代行」を中心に援助します。

援助内容は次のとおり。

福祉サービスの利用援助	福祉サービスに関する情報提供や助言、利用や利用料支払い手続きの援助、苦情解決制度の援助等。
日常的金銭管理サービス	金融機関での預金の払い戻し、解約、預入等の手続き援助等。
書類等の預かりサービス	本人が書類等の預かり場所が分からなくなることや紛失、盗難にあうことを防ぐため、本人の大切な書類（通帳等）や印鑑を貸金庫に保管等。

利用者負担

相談や支援計画作成費は無料です。

サービスが開始されるとサービス1回当（2時間まで）につき1,500円。

お問い合わせ

由利本荘市社会福祉協議会及び各支所

専門員配置：由利支所 TEL 53-2757

障がい者団体について

身体障害者協会・手をつなぐ育成会

身体障がい者やその家族、また知的障がい者の家族の方々がお互いに日頃の悩みや意見を出し合い助け合って、それらを大きな力として自立更生に努め、地域社会での交流を図りながら障がい者の福祉の増進を目的として活動している団体です。

加入希望その他お問い合わせにつきましては下記までご連絡をお願いします。

由利本荘市身体障害者協会	事務局 福祉支援課内 TEL 24-6314
由利本荘市手をつなぐ育成会（知的障がい者の保護者会）	事務局 福祉支援課内 TEL 24-6314

市役所関係部署 連絡先

P.1掲載部署（福祉支援課・子育て支援課・長寿支援課・市民課・健康管理課）を除く。

名 称	所在地	TEL/FAX
税務課（住民税班）	由利本荘市尾崎17	24-6302/27-1052
矢島総合支所 市民福祉課	〃 矢島町矢島町21-2	55-4959/55-3405
〃 振興課	〃 〃	55-4951/55-2157
岩城総合支所 市民福祉課	〃 岩城内道川字新鶴潟50	73-2012/73-2131
〃 振興課	〃 〃	73-2011/73-2131
由利総合支所 市民福祉課	〃 前郷字御伊勢下4-1	53-2113/53-2962
〃 振興課	〃 〃	53-2112/53-2962
大内総合支所 市民福祉課	〃 岩谷町字日渡100	65-2806/65-2610
〃 振興課	〃 〃	65-2212/65-2610
東由利総合支所 市民福祉課	〃 東由利老方字橋脇112	69-2117/69-2526
〃 振興課	〃 〃	69-2110/69-2526
西目総合支所 市民福祉課	〃 西目町沼田字弁天前40-61	33-4620/33-4189
〃 振興課	〃 〃	33-4612/33-2210
鳥海総合支所 市民福祉課	〃 鳥海町伏見字赤渋28-1	57-3503/57-2076
〃 振興課	〃 〃	57-2201/57-2076
教育委員会 学校教育課	〃 西目町沼田字弁天前40-61 （西目総合支所内）	32-1330/33-3741
〃 本荘教育学習課	〃 東町15番地（カダーレ内）	22-2673/22-2506
〃 矢島教育学習課	〃 矢島町七日町字羽坂64-1 （日新館内）	56-2204/55-4224
〃 岩城教育学習課	〃 岩城内道川字新鶴潟50	73-2468/73-2131
〃 由利教育学習課	〃 前郷字御伊勢下24-1（善隣館内）	53-2245/53-2992
〃 大内教育学習課	〃 岩谷町字日渡100	65-2210/65-2841
〃 東由利教育学習課	〃 東由利老方字橋脇112	69-2310/69-2039
〃 西目教育学習課	〃 西目町沼田字新道下2-533 （シカール内）	33-2315/33-3536
〃 鳥海教育学習課	〃 鳥海町伏見字久保193（紫水館内）	57-2881/27-6041